

電波法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 電波法施行令の一部改正

(本則関係)

第二級陸上特殊無線技士等の行い、又はその監督を行うことができる無線設備の操作の範囲を拡大すること。

第二 施行期日

(附則関係)

この政令は、公布の日から施行すること。